

令和元年度第1回 静岡市消費者教育推進地域協議会 会議録

1 日時 令和2年1月20日(月) 13:00~14:30

2 会場 静岡市役所 静岡庁舎新館9階 特別会議室

3 出席者

(1) 委員

色川会長、櫻田副会長、小清水委員、萩原委員、竹内委員、山本委員、竹田委員
良知委員、杉山委員、宮下委員、小作委員、橋本委員、遠藤委員、秋山委員、
岡本委員

※欠席1名：櫻井委員

(2) 事務局

宮川課長補佐兼消費生活センター所長、澁谷主査、佐野主任主事、
武田消費者教育推進員、堀池消費生活相談員、

4 内容

(1) 意見交換

ア 事業者と消費者の意見交換会について

イ 小学校における消費者教育について

(2) 中学校家庭科用副教材「エブリデイ消費者！」の改訂について

(3) その他

色川会長

ただいまより、令和元年度第1回静岡市消費者教育推進地域協議会を開会いたします。
では、最初に「令和元年度事業者と消費者の意見交換会について」意見交換を行います。
はじめに事務局から事業の説明と実施報告をお願いします。

事務局

「事業者と消費者の意見交換会について」説明

色川会長

ありがとうございました。それでは、意見交換をするためには、まず参加した方のい
ろんな感想とかを伺った方がいいと思いますので、参加された委員の方から感想などを
お聞かせいただきたいと思います。

櫻田委員、参加されてどんな感じだったですか。

櫻田副会長

資料1の8番の市民の方からの感想に書かれているとおりで、すごく全体としておもしろい話だったなと思いました。やっぱり普段、勉強することもないところ、実際に私たちが見るのは、スーパーとかに行って売っているところしか見えていないですけ

ど、その前提としてどういう方たちが関与して、どういうところに力を注いでいただいて、消費者の方においしく提供しているのかというところが勉強できたので、すごくいい機会になりました。

色川会長

ありがとうございました。それでは、山本委員どうぞ。

山本委員

良知さんがすごく丁寧にわかりやすくお話をしていただいたことが非常に印象に残っています。その中でも、JAさんが非常に計画的綿密さを持って買取販売というのをやっている。それはなぜかというところ、食品がもったいないじゃないのというところが根底にあるというところ。当然商売というか、事業体ですので、利益は出さなくてはいけないということはわかるんですけども、そういったロスがないような形でやるというところが非常に印象的でした。

それから、後継者の問題ですよね。農家さんばかりじゃなくて、小売りの商店さんなんかは特にそうなんでしょうけれども、やっぱりそこも何か特色を持ってできるような工夫をされているというお話が聞けましたので、消費者からすると当然「安くていいものを」なんですけれども、そうかといっても、経営をしっかりとつなぐということも大事なんではないかということも印象に残りました。

それから、輸入品が全部悪いわけじゃないんですけども、いろんなルートで食品が回っているところ、もう一度、そのルートをですね、検索まではいきませんけれども、どういった流通でもって食品が流れているのか。それを口にするということは非常に大事なんですよというところが印象的でしたね。地産地消のものを安心安全に食べられるような努力をJAさんが小まめにされているというところが、非常に印象に残ったところでした。

色川会長

それでは、竹田委員は欠席されたんですけど、代理の方が出席されたとのことですね。何か伺っていますか。

竹田委員

当日、私ちょっと所用があって行けなかったのですが、商品部長の大塚に行ってもらい、どうだったという話を今朝も聞いてきました。やはりいろいろ感じたんですけども、地産地消がすごく重要だということ、それを我々がお客様にどうやって伝えているかと言うとなかなか伝える機会がないので、非常にいい機会だったなど。

それから、我々の情報をお客様に伝えるときにはほとんどチラシなんですよね、新聞の折り込みチラシ。あれでいうと、価格の表示ばかり目立ってしまうので、どこの誰がどんな思いでつくっているのかというのをもうちょっと前面に出して、お客様にそういうことも情報共有していったらいいなと、そういうことを思いました。これから実際にそういうことをやっていこうかなと思っています。

色川会長

じゃ、チラシを楽しみに。

あと、橋本委員もいらっしやったんですね。お願いします。

橋本委員

とても詳しく教えていただきました。私もメモも結構いっぱいあって、今ちょっとそれを見ながらお話しします。特に、柑橘類や果実のこと、お茶のこと、枝豆など、清水の特産物についてとても詳しく教えていただきました。その中でやっぱり課題があるよということで、今お話が出たように、輸入物が安いから、コンビニとかファストフードのお店で割合使っているんだけど、消費者がそれをあまり知らないんだよね、ということがありました。収穫したものに農薬をかけているということも、私たちは知らないんですよ。そういう怖さを教えていただきました。

それから、いろいろ課題があって、例えば猪とか猿とかという有害鳥獣の話とか、異常気象の話、それから、後継者問題等もありました。先ほどの買取販売についても話をさせていただいて、とにかく売れ残りがないようにとても工夫していました。たとえば腐る前に冷凍して、それをかき氷にするといった工夫もあるということでした。そういう工夫をされているといったことも知らなかったので、お話を聞いてわかりました。いろんな課題を抱えつつ、いろいろ工夫しながらやられているというのがわかり、とてもいい講座でした。ありがとうございました。

色川会長

それでは、講師をされた良知委員、いかがだったでしょうか。

良知委員

皆さんいろいろ、よく聞いていただいてありがとうございました。

あまりそういう講演をすることがないんですよ。なので、その日思ったことをお話しさせていただきましたが、やはり消費者の皆さんが知らないことが多いと思うんですね。生産者がいろんな思いでやっているというのも当然ですけども、知ってもらいたいということはたくさんありますので、本当いうと、あと1時間ぐらい話させてもらいたかったくらいです。基本的に15分と言われたのが、延びに延びて30分以上話しちゃったんですが、言いたいことはたくさんあるということですね。

ただ、来てくれた皆さん、本当に真剣に聞いていただきまして、質問もですね、「やはりそういう質問がくるんだろうな」というものもありますけども、「ああ、そういうふうに考えているんだ」というのも結構あって、こちらの方からどんどん、もっと発信していかなければいけないというのは非常にわかりました。

ですので、またもしそういう機会が何かあったらね、こちらの方もお話をさせていただきたいと思います。

色川会長

ありがとうございます。

私も行けなくて大変残念だったんですけども。

それでは、何かほかの委員も含めて意見交換をさせていただければと思うんですが、何か御質問、御意見等ありましたら。感想でも結構ですので、いかがでしょうか。

杉山委員

私も申し込んでいたんですが、ちょっとその日仕事が入って欠席だったので、大変残念でした。

今年の計画を職員の方に伺いたいです。今、皆さんのお話を聞いていると大変好評だったということなので、今年も第2弾として、そういうような計画があるかどうかをお伺いしたいなと思います。

色川会長

今年ですか、今年度中ということですか。

杉山委員

8月だったので、令和2年度。

色川会長

2年度でいいですね。いかがでしょう。

事務局

今まだ講師の方と調整中なんですけれども、イオンの店舗を見学して、その後に意見交換というようなことを考えています。やはり食品ロスや地産地消というのはキーワードとして出てくると思うんですけれども、実際に店舗を回りながらどのような工夫をされているのかというのを見た上でお話をさせていただくというようなことで、今考えております。

募集する人数であるとか、そういったところは今年度、この前の8月と同程度で考えております。

色川会長

時期もやっぱり8月ぐらいですか。特に時期はまだ？

事務局

ちょっとずらすかもしれません。サポーターの養成講座とあわせて、サポーターの方にも一緒に回っていただくというようなことも、今回新しい取り組みとして考えているものですから、そちらとの兼ね合いがあって、時期については今、未定です。

色川会長

わかりました。ありがとうございました。

櫻田副会長

ほかの出席された先生方の話を聞きながら、私も手控えのメモを持ってくればよかったなと後悔したところです。そんな私が言っても説得力ないかもしれないんですけど、すぐくためになる会だったので、もっと講師の先生がしゃべる時間も事前に確保しておくとか、あと、出席された方も18人で、少なくはないんですけど、もっといろんな人に聞いてもらった方がいいことだと思うので、そういう規模感というのを今後検討というか、膨らめていく方向で進めていかれたらいいのかなと思いました。

事務局

御意見ありがとうございます。

今回18人ということで、櫻田先生からも話がございました、やっぱり規模感というのが少し小さいかなと。あと、この事業の名称「事業者と消費者の意見交換会」というのも、ちょっとかた苦しいかなということがございますので、このネーミングもより市民に親しみやすいようなものを考えていきたいです。

先ほど担当からも話がございましたが、消費生活サポーターの講座、これはこ・こ・にの講座になりますけど、こういった方にも入っていただいて、実際その現場を見ていただく、そして、話を聞いてもらう。イオンさんはフェアトレードとか、あるいは生ごみの堆肥化なんかに取り組んでおられますので、複合的にSDGsを学べるような機会として、少し時間も長目にとっていきたいなということで、今交渉中ということでございます。

色川会長

ほかにいかがでしょうか。竹田委員。

竹田委員

参加した部長ともちょっと話をしたんですけど、大変いい内容だって、わかりやすい。できれば小学校とか中学校の子どもたちに食育も兼ねてやっていただけるといいんじゃないかなと、そういう意見でした。

色川会長

それは多分、次の議題に関係するようなところで、ちょうどいい話だったと思います。私もそれは感じました。ありがとうございます。

やっぱり事業者と消費者との間でどうしてもお互い知らないことがたくさんあって、その中でどうしても偏見を持ったりとか勘違いをしたりということはお互いに起こってしまうのだと思います。そういうのを少なくするためには、地味なことですけど、こういうことを着実にやっていくことが大事なことになるかなと思います。時間とか場所とかを含めて、皆さんが参加できる状況ってなかなか難しいのが実際のところだと思うので、たとえ少なくともやっていくことが大事ですね。

本当は、時間は余り長くなくて短い方がいいと思うのですが。そうしないと、前後予定があったりする人もいますのでね。その辺の時間はタイトに考えつつ、やっぱりもう少し回数を増やすとか、あるいは、今、サポーター養成講座と絡めてという話がありましたけど、そういう形で来ていただきやすい状況をつくっていくことも大事かなと思います。

ただ、多分働いている方々だと平日は難しいとかいろいろ起こってしまうので、本当のことを言うと、土曜日とか日曜日とか、週末にちょっとやっていただけるとありがたいなと思います。ただ、そうすると、お店の方が困ってしまうかもしれませんので、その辺をまた工夫していただければと思います。

ただ、こういう試みは大変必要なので、これまでは多分、細々とやっていたと思いますけど、もう少しランクアップして取り組んでいただけるといいなと、私はそんな感想

を持ちました。ありがとうございます。

いかがでしょうか。よろしいですかね。では今のお話を引き継いで、次の議題に移りたいと思います。次の議題は、小学校における消費者教育についてということですので、こちら事務局から御説明をお願いいたします。

事務局

「小学校における消費者教育について」説明

色川会長

ありがとうございました。要はアイデアをいただきたいとのことなので、実現可能性はともかく、何でも思いついたことを言っていただければと思います。いかがでしょうか。

宮下委員

今お話を伺ってしまして、ちょうど名前が出た足久保小学校と美和中学校というのは小中一貫の対象にもなるというところですね。静岡型小中一貫教育の完全実施は令和4年度ですが、既に各地区で小中一貫の取組みというのは始まってまして、小学校と中学校が交流しながらやっています。当然、足久保小学校だけではなくて、美和中学校区内のほかの小学校ももちろん関わってくると思います。主体となるのは足久保小学校ですけれども、ほかの小学校にも、小中一貫の取組みの中でやっていただくことが考えられるのではないのでしょうか。おそらく校長先生とか教頭先生とか、先生方はもう既にいろんな考えは持っていらっしゃると思うんですけど、その中にちょっと消費者教育も入れていただいて、ほかの小学校も一緒になってやっていただくと良いのではないのでしょうか。

それから、たまたま今回は学区が重なっているところもありますけれども、同じ学区同士であっても一緒にやるというのはすぐには大変でしょうから、もし可能であれば、例えば学校を通してPTA同士と一緒にやっていただくような取組みというののもあって良いのかなと思います。

市内には、学区を超える形で小学校や中学校のPTAが交流しているところもあります。とりわけ中学校が一緒のところというのは、学区は違って、地域や学校のお祭りなどで、相互乗り入れで協力しているところもあるようです。ちょっと美和地区の具体的な状況はわからないんですけども、せっかく小中一貫教育の全面実施というのに合った良いタイミングだと思いますので、PTAとの協力というのもぜひ考えていただければというのが一つです。

それから、もう一つは、放課後子ども教室の活用です。学童とも呼ばれる放課後児童クラブとはまた違う形で、今、全市で展開が始まっているところですので、前にもここで申し上げましたが、放課後子ども教室を活用することは十分考えられます。例えば、放課後子ども教室は、毎回子どもを遊ばせてばかりというわけにはいかないもので、それぞれのところでいろんなイベントを考えているようですが、いかにせん予算は十分にあるわけではありません。別に文句を言うわけではなく、予算措置の関係でどうしてもそんなに活動に使えるお金があるわけではないものですから、お金がかからずに、できる

だけ子どもと何かできるというものがあると、助かる部分があると思います。ただ、子どもなので、座っているよりは遊びたいというところもありますから、あまり難しいことをやると場が持たないので、何かちょっと体験型のものを入れていただいたりするというのも、1つのやり方かなと思います。そのあたり考えていただけるといいかなと思います。

具体的には、小学校や中学校ごとにそれぞれ事情も違いますので、それは先生方やPTAのみなさん、放課後子ども教室に関わっている方々と御相談いただいとということになると思いますけれども、おそらく積極的に受け入れてくれる学校もあると思います。ぜひ御検討いただければと思います。

色川会長

ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。

小清水委員

家庭科の方でも、今、足久保地区全体でということで、とてもいい取組みになるといいなというふうに思っています。先ほども学習指導要領の改訂という話が出ましたけれども、家庭科の学習の中にも、小学校では地域の高齢者との関わりということがありますし、中学校でも高齢者のことについて学ぶということ、今、少子高齢社会なので、以前、高校生がやっていたことが中学校の段階においてきているということもありますので。家庭科の中では協力、協働の視点を養う視点で生活を見ていくという、そういうふうなことも新学習指導要領では言われていますので、ぜひそうした消費者教育だけでなく、そういう地域との関わりといったところの取組みと重ねて、より充実したものになるといいなというふうに思っております。

色川会長

ほかいかがでしょうか。

遠藤委員

こども園の代表なので、一言言わせていただきます。

小学校と中学校が連携していくという中で、今、小学校と中学校の接続を大きく言われていますけれども、こども園と小学校の接続も強く言われています。こども園では、小さいながらもお店屋さんごっことか、そういうところからになります。小さい子たちの方がお母さんと一緒にスーパーとかに買い物に行くことが多いかなと思うので。ぜひ小学校と中学校の連携だけでなく、こども園と小学校の接続の部分で、一緒にイベントなり活動なりを進めていただけるとありがたいなと思います。

色川会長

ありがとうございました。ほかいかがでしょうか。

橋本委員

以前、中学校の授業に消費生活センターの方が来て、講師をやりながら子どもたちに教えてくださったんですけど、小学校でもそういうふうに、教員ではなくて専門の方が教えてくれるとより身につくのではないかなと思うので、やっていただきたいなと思

ました。

ただ、時数が、中学校も少ないんですけど、小学校も60か55で、年間でそのぐらいなものですから、ちょっと計画的にやらないといけないかなと。それから、小学校の家庭科は5、6年生だけで、専門的な方が少なく、担任の先生がやったり、別の先生が入ったりしてやっています。実は、家庭科についての先生方の研修度がだいぶ低いんですね。申し訳ないんですけど。国語とか算数のようにどこの学年もやっている教科の研修を一生懸命やってしまう。消費生活のことについて力を入れてやっていくといったときに、最初に言ったように、消費生活センターの方などに入っただけだと、より厚みがある授業ができるのではないかなと思います。

色川会長

ありがとうございます。

家庭科と言うと確かに教科的には5、6年だと思うのですが、道徳とか基本的な話だと小学校1、2年でもあつたりします。実際、消費者庁の前の内閣府時代に絵本をつくったという例が過去にあります。明らかに道徳の絵本なのです。消費を扱った道徳の絵本です。小学校1年から6年まで、かなり発達段階が違いますので、やっぱりその辺、どういう形で入っていくかというのをかなり検討しないといけないのかなと思います。家庭科は家庭科でももちろん5、6年であるので、そこにどう関わっていくかというのであると思うのですけど。

学校全体に対して、どういうアプローチをするのかということを考えるというのが1つあるかなと、今伺っていて思いました。

ほかいかがでしょうか。

竹内委員

同じことなんですけれどね、消費者協会で美和中学校のミニ講座に行かせていただいたことがあって、お買い物に関することをちょっとお話しさせていただきました。それから、美和の生涯学習センターの小学生が集まっているところで、ミニ講座をさせていただいたことがあって、あの地区はすごく活発にやっぴらっしゃるのかなと思いました。この間、美和中学校に行かせていただいたときに、小学校とつながりを持ちながらやっていますという校長先生のお話も伺いました。小学校、中学校のつながりの中でいろいろ交流はあるとは思っているので、その辺をまた消費者教育とつなげていただくと、宮下先生もおっしゃっていましたけれども、いいかなと思います。

それから、小学校の子どもの集まりのところで、やはり買い物術みたいなものをさせていただいたことがあります。学校関係もそうなんですけれども、夏休みに生涯学習センターですね、私どもはそういうところにちょっと行かせていただく機会をつくっていきたいと思っています。ちょっと学校と違うところでもやれる場合もあるなと思っていますので、またそういうところにも消費者協会で行かせていただきたいなと思っています。また機会がありましたら皆様にも御協力いただくとありがたいです。よろしくお願いたします。

色川会長

ありがとうございました。

小作委員

先ほど高齢者との関わりが小学生、中学校のところに出てくるというお話から、ちょっと私も今考えていました。小学生に消費者教育について伝えたこと、消費者教育の中に消費者被害が入ってくるかどうかは別なんですけど、例えば「こういう被害があるので、見守ってくださいね」みたいなことは私たちが啓発として行っています。そういったことを、学んだことを、今度は小学生から高齢者に向けてのメッセージとして伝える機会があると、小学生自身も学びの場になるのかなと思います。それから、高齢者のところにも啓発に行きますと、専門家から話されることもよく聞いてくださるんですけど、やっぱり子どもたちのメッセージってストレートなので、より伝わるんじゃないかなというのと、すごくそういう目で見ただけ、子どもたちから言われたことってすごく素直に受け取ってくれる傾向があるので、そういった総合教育みたいなものがあったらいいのかなと。実現できるかどうかは別として、ちょっと今考えていました。

色川会長

そうですね。お孫さんの話だと聞くかもしれませんが、そういう人は。確かにおっしゃるとおりだと。ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。

宮下委員

今、小作委員がおっしゃったことと近いことですが、私も実際いろいろなところで見ていると、我々が何かを話してもあまり聞いてもらえていないということもあるんですけども、子どもの話はしっかり聞いていることが多いように思います。ですから、もし可能であれば、あまり学校の負担になってはいけないのですが、例えば発表会みたいなものをするという場合に、地区の皆さんの前でやるということも考えられると思います。どういう会でもいいと思います。地域のみなさんが集まる会であれば、例えば敬老会とか、あるいは小中で行われるイベントとか、あるいは、健全育成大会とかいろいろあると思うので、趣旨が合うようならそのような機会を使って、今言ったようなことをぜひ実現していただけたらと思います。学校の方でそのために何か特別にやるというと、先生方もちょっと大変だと思いますので、学校とタイアップして、授業計画の中で、例えば総合学習の時間みたいなものを使いながら、消費者教育について発表して、それをそのまま地区に持って行って、それこそ、保育園、幼稚園、こども園の園児を含む子どもたちからお年寄りまでみんな集まっているようなところでやるとすごく良いのではないかなと、今、小作委員のお話を聞いて感じました。

色川会長

ありがとうございました。ほかは、いかがでしょうか。

櫻田副会長

先ほど、弁護士などの専門家が小学校に赴いて授業を行うということで意見をいただいたところなんですけど、冒頭、私の自己紹介でお話しさせていただいたとおり、弁護士

会としましても、小学校、中学校への現場に出向いて出前授業を行うということはかなり力を入れているところです。消費者教育の推進関係の予算をつけていただいているんですけど、仮に市とか学校とかからお金が出なくても、ここ何年かの間であれば、弁護士会の方で無料で弁護士派遣ということもできるので、ぜひ企画をしていただいて、弁護士派遣ということで振っていただけたらいいかなと思います。

秋山委員

生涯学習施設のことで少しお話しします。先ほど、美和地区の生涯学習センターのことが出ましたが、美和地区については分館という形でセンターがありますから、消費者教育の講座等もそういうところで実施できればよいと思います。まず1つは、市では生涯学習施設の管理運営を指定管理という形で、生涯学習センターの方は文化振興財団にお願いをして、清水の21館の生涯学習交流館の方は運営協議会というような団体をつくらせていただいて、そこで指定管理者を受けてくださっています。そういうところでは、センター長会議とか、館長会議とかが定期的に、1カ月に1回は開かれています。実際に私たちの講座事業もそうなんですが、たくさん館でやっているの、現代的課題というような中に当然この消費者教育が入るものですから、センター長会議や館長会議等で生活安心安全課の方などから、実際の事業をやるメンバーが指定管理者にいていただいて、講座実施の投げかけをするという機会もあります。また、事務局を通じたり、または消費生活センターの委員さんとかにもいろいろ御協力をいただく中で、指定管理者のところで告知できるとまた消費者教育の機会が増えるかなと思います。

それともう一つは、先ほど出た放課後子ども教室の話についていうと、小学校ごとに子ども教室は設置され、もう今年度76校くらいに設置されるんですけども、年度頭には、新しく責任者になった方や、コーディネーターをやってくださる方の集まる機会がありますから、そういうところで講座実施について投げかけるということもいいかなと。そうすれば、先ほど言われたように、どんな講座を自分たちの子ども教室ではやろうかなというふうに悩んでいるコーディネーターさんもいるかと思いますので、そういう御案内があれば、私のところでやりたいと、助かったな、1つ企画ができるなと思ってくださる方もいらっしゃると思うので、そういう機会を使っていただければかなと思います。

色川会長

ありがとうございました。

ですから、年度初め前に手を挙げていただいて、そのリストを出して、生涯学習課の方に届けばいいのですね。そうすればコーディネーターの方につながる？

秋山委員

子ども教室の方は教育委員会に話をさせていただきます。教育総務課でやっています。

色川会長

そちらに出せばいいんですね。

秋山委員

そういうところで、機会があれば御相談してみるというのもいいかなと思います。

色川会長

わかりました。ありがとうございます。ほかいかがでしょうか。ないですか。

今回の足久保地区、伺っていると、小学校と推進地区が連携して、さらに今後、小中一貫ということなので、中学校まである。さらにこども園も関係するという。ある意味、今まで静岡市が取り組んできた推進地区や推進校の集大成みたいなものになりますね。全部がそこにあって、何やるのということだと思っております。

これはもうちょっと大きく、国でも今、大きく問題になっているのは、消費生活センターが消費者教育の拠点になってくれという話がよく出てきますけど、じゃ、拠点化って何なのかということです。そのときに一番出てくるのは、コーディネーター機能ということです。コーディネーターというのは別に人のことを指しているわけじゃなくて、機能のことを事実上言っているのですよね。そうすると、今みたいにたくさんのお話をいろんな方からいただいたので、こういうものをうまく整理整頓して、実際、その足久保地区に入るときに、どういう形で入っていけばいいのかということに向こう側の要請も含めて調整して、それを向こう側に迷惑かけない形で、向こう側に見えた形で、また、センター側も、人もお金もうまく回せる形で用意するということがまさにコーディネーター機能だと思っておりますよ。

だから、今回のこの実験は、集大成でもあるのですが、大変おもしろい例かなと思っておりますね。そういう意味では、うまくコーディネーター機能を果たしていただきたいというのは正直、伺っていて思いました。ですから、思いつきでぱっぱぱぱ入っても多分だめで、ある程度相手の状況をつかまえつつ、何となく計画を立てながら、それを微調整しながら進めていかないと、どこかに偏りが出ちゃうかな。主体が多だけに難しいのかなと思いますので、取り組めるところからでいいと思うのですが、その辺、どこが取り組みやすいのかを含めて、やっぱり検討から入ったほうがいいのかなと思えました。

1つ、主体で出てこなかったのは、PTAですけど、保護者に対する教育も必要だと思うのですよね。保護者に対する啓発は大変重要で、保護者は「私は大人だから大丈夫です」と言っている人もいますけど、実はそうじゃなくて、大変危ない人はたくさんいるので。本当はこういう推進地区とか推進校を設定した場合、「子どもたち」って考えちゃうのですが、そこの保護者に対する何かやっぱり啓発、教育活動というのも考えられたらやった方がいいかなとちょっと伺っていて思ったんですね。それがちょっと今回も過去にもなかなかうまくできなかったのかなと思いますので、その辺も含めてやっぱりちょっと考えていただきたいなと思えました。いずれにしてもセンターは大変ですけど。

事務局

数多くの御意見をいただきまして、誠にありがとうございます。

今回、この足久保小学校を組み入れたというのは、やはり先ほどございました令和4年度、美和中学校の敷地内に足久保小学校が引っ越してくると。一貫といっても小中学校になるわけじゃなくて、2つ看板ができるというような形になります。ただ、御案内のとおり、その周辺の美和小学校と安倍口小学校の小中一貫ということもあるんですが、

地元の方の話だと、なかなかその話は難しいようです。ただ、少なくとも小学校が同じ敷地に引っ越してくるということがあるので、やはり消費者教育を進めたいという気持ちの中で、地区の自治会・町内会が大変積極的になっていただいているというところがございます。

現段階では、足久保学区の連合自治会長さん、地区社協の会長も兼ねていらっしゃるということもございまして、そこの兼ね合いも含めて、今、話を進めているという最中です。既に本年度中に、高齢者カフェであるとか認知症カフェの方も少し話を入れていきながら、消費者被害の防止という部分と消費者教育というところ、それも子どもたちや高齢者という対象をある程度融合したような形でもって進めていければいいのかなということを感じております。

それと、小学校でも出前講座をやるというところも、話としては入れていきたい。その中でも放課後児童クラブとか子ども教室の話がございましたが、既に本年度も14ほど展開をしているという中で、足久保についても、本年度は消費者教育推進員の武田が実際に出前講座に行っているというところはございます。

多様な主体があるもんですから、それを色川会長もおっしゃったように、何かできることだけをやってしまうと、結局1足す1が2にしかならないので、どういうふうに融合、事業ミックスさせていくかというところを少し綿密に計画を立てて、主体間の関わりがあるような取組みにしていければいいのかなということで、まずは実験的にスタートしていくというところです。

また、遠藤委員からもありましたけども、こども園ということで、あそこだと足久保保育園という私立の保育園がございまして、やはりお店屋さんごっこやお小遣いとかいうような、本当に幼児、保育園児からできる消費者教育というものもあるもんですから、来年度すぐというわけにはまいりませんが、一つ視野に入れながら、やっていきたいと思っております。

そういった中で、新規で足久保学区でやっていくんですが、これまでお世話になった、高部地区でありますとか、三番町学区というところについては終了というような形になりますが、ある程度、人工とか財源も限られているというところがございまして、これらの地区で培った経験と知識というものを選択、集中させながら、地区の消費者市民社会というところオーバーですけども、そういうモデルをつくっていければいいのかなと考えております。

いろんな意見まことにありがとうございます。

櫻田副会長

先ほどの色川会長のお話にあった保護者に対する働きかけという点で、私の記憶が間違っていなければ、去年の10月ぐらいに美和中学校で保護者向けの弁護士の講座を企画したんですけど、台風直撃で中止になったというのがありました。何かそういうことも今後も継続して企画されるんですかね。そういうのがありましたので、一応御案内しておきます。

色川会長

ありがとうございました。

推進地区をやめてしまうのはしょうがないと思うのですが、2カ所でしたっけ。その後ですよ。今せつかくこの認知度も高い、ほかよりも高いじゃないですか、明らかに。ということは、やっぱりこのまま何とか高さを維持することを含めて考える必要があって、あまり手をかけないという言い方はちょっと語弊があるのですが、あまり今までほど関わらなくても、何とかこのレベルを維持するためにどうすればいいかということね。例えば出前講座とかは可能性はあると思うのですが、何か全くなくなってしまったりとちょっとあれなので、何かできる範囲で残していただくと、その後、地区から離れても、実はこうやって続いていて、これだけほかの地区と違いますよということももし出れば、これはすごく意味があるかなと思うんですよ。また御検討いただければと思います。

事務局

ありがとうございます。

ただいま櫻田先生の話にございました講座は、先ほど宮下先生もお話しされた健全育成大会で御講演をいただくというものでございました。ちょうど台風がきまして、いろいろ仕切り直しをしたんですが、残念ながらというような結果になっているというところであります。

そういった健全育成大会などで、保護者への啓発というところも、その学校での取組み、学校を拠点とした取組みを進められればいいのかというところでおります。

また、高部地区と三番町学区についても、これで全く何もしないというわけではなくて、やはりその後、事後フォローという感じですが、学区の皆さん、地区の町内会、自治会の皆さんとお話をしながら考えていければいいのかなと思います。

色川会長

わかりました。大体よろしいですか、小学校については。ありがとうございます。また、御意見を伺うときがあるかもしれませんが、またそのときはよろしく願いいたします。

それでは、次の議題に入りたいと思います。中学校家庭科用副教材「エブリデイ消費者！」の改訂について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

「中学校家庭科用副教材『エブリデイ消費者！』の改訂について」説明

色川会長

ありがとうございました。

それでは、今の改訂について、御質問、御意見等ありましたらお願いいたします。いかがでしょう。

山本委員

たまたま自分が労金の者ですから、12、13ページなんていうところが、気がついたんですけども、いろんな相談が労金の窓口にあります。相談者は成人なんですけれども、2年後には成年年齢が18歳に引下げになるというのがありまして、これは中学生の教材

なんですけど、プラス3年ぐらいすると、御自身でももう契約できてしまうというふうな年齢になるということになりますので、大変これわかりやすくいいものだなというふうに思っています。うちの子もなんかも、昔いろいろ聞いていくと、カードとか利息とかといっても、全くわかっていなかったですね。継続しながら、詳しくやっていただきたいなというのと、それから、おそらく高校に入ると、県立高校だったり、市の高校だったり、市の範疇、また、県の範疇で違ってくると思いますから、高校だと授業の体系がこういうのって多分ないんじゃないかなと思います。その辺の補足にはすごくいいんじゃないかなと思いますので、さらに充実をとっております。それを含めてよろしくお願ひします。

色川会長

今度、学習指導要領改訂の中で、例えば、計画的な家計管理や、クレジットカードの三者間契約の仕方とかいろいろ出てきています。今までよりは多分、中身的には充実するはずなのですが、時間数に非常に問題があり、量が増えても時間数が増えないと。どうするのだというような問題が起こっていますので、その辺を含めて、やっぱり工夫が必要だと思っています。

成年年齢引き下げの問題も当然頭にはあるのですが、そちらよりも多分、むしろ基本的な、根本的に何をこの中学生レベルで理解しておく必要があるのかということを考えなければいけないのかなということは思っています。ありがとうございました。

ほかいかがでしょうか。

杉山委員

そもそも論で申し訳ないですけども、わからないので教えてください。

この「エブリデイ消費者！」のこのワークブックをざっと見させてはいただいたんですが、今までのことで構わないんですけども、市の全中学校に配って、家庭科の時間とは限らないかもしれないですが、そういう時間で副教材として使うときに配っているということだと思わうんですけども、どのくらいの使用率というんですかね。配ったはいいけど全然使っていないよというような実態があるのか、いや、1回でもこれは使ったよというようなことがあるのか、その辺を、配っただけではなくて、センターとして後でその調査をされているのでしょうか。そのあたりを聞かないと、何か改訂しても何も活用されていないのであれば、どうかなというのを感じました。

色川会長

そのデータはありますよね。

事務局

まず、使用につきましては、市内の全ての中学校、これは市立に限らず、私立、国立も含めてになりますけども、全中学校の子どもさんたちにお配りをしています。予算の関係もありまして、3年間、それに触れられる子どもさんと、残念ながら、例えば3年のときに1回もらうというだけの子どももいるんですけども、中学校3年間のうちに必ず1年は触れるということになっています。

使用率に関しましては、毎年度調査をしております、28年から過去3年ぐらいのデ

一タとしては、大体8割ぐらい使用しているということになっています。

使用している教員についてはまたさらに深いアンケートをとって、どの章をどう使っている、何時間ぐらい使っているというようなことも深追いして、また、一部の教員の方には、どういう使い方をしているかという問題があるかということで、さらに個別のヒアリングもした形で、副教材の作成委員会、色川会長が委員長を務めていただいていますけども、そちらのほうに情報として御提供申し上げているというところでもあります。

杉山委員

ありがとうございます。

税金を使っているから、ただ配ってポイというんじゃちょっともったいないなと思って。このワークブックを使いながら授業をやっていたら、結構時間数が必要だなと、ちょっと家で見て思ったんで。

事務局

そうですね。1章につき1コマということでやっています。

中部の4市2町とかでも結構使われて、中部県民生活センターからもこれ頂戴ということで、割と県内でも少し引き合いがある副教材となっています。

杉山委員

よかった。安心しました。ありがとうございます。

色川会長

これ最初にやったのはもう随分前なんですけど、確か国からお金が随分おりたときにやりまして。ラッピングバスとかやっているときですね。それがきっかけでできたので、そんな量を配れるし、そんなカラーだったということなのです。

結構使っていただいているようで、今回で2回目の改訂ですが、今度は学習指導要領も変わりますので、ちょっと改訂の幅が大きくなると思います。

ほかいかがでしょう。

宮下委員

非常によくできた教材だと、私も思っています。契約のところだけに関していいますと、やっぱり根本的に悪質商法にひっかかったらどうするとかだけじゃなくて、契約は結んだら守らなければいけないということ、これが大事なんです。だから、子どものころに、契約って結んだら守らなければいけないんだよということをまず教えていただいて、だから、慎重にしなければいけないんだよと伝えていただくことが必要です。もちろん向こうがだましてきたりすると、取消しという形で取引をやめることができる場合はあるけれども、それをするのはかなり大変だよと伝えることも必要です。要するに、まずは契約は結んだ以上は守らなければいけないんだから、慎重に結んでくださいということです。それから、もし自分で判断がすぐできなかったら、他人に相談するということが大事です。あと、トラブルに巻き込まれたら、必ず他人に相談するということが伝える必要があります。

どうも消費者教育で契約の話をしなすと、トラブルにあったらどうするのとか、トラ

ブルにあわないようにするにはどうするのとか、そういう話を中心にがちなんです。ただ、そうじゃなくて、まず、契約というのは、物を買ったらお金を払わなければいけないとか、結んだら守らなければいけないとか、そうした話をするのが先です。ただ、向こうがだましてきたりすることも当然たくさんあって、それは場合によっては解決できるんだけど、ただ、うまく解決できずにもうお金が戻ってこなかったりすることが多いかもしれない、だから、契約をするときは慎重に、ということが大事です。

だから、やっぱりこの契約の拘束力というところをまずは強調していただいた方が良いのかなというふうに思います。

色川会長

今の点は4ページのところに。契約の際の基本的なことは全部そこに入っていて。

宮下委員

なるほど。14ページの消費者トラブルに関する記述にばかり目がいていました。

色川会長

ちょっと離れているという問題はあるのですが、契約の基本がまず大事だということをやった上で、その特殊事例としてトラブルがあるというような置き方にはもともとしていたのです。だから、今おっしゃったような懸念は、先生の教え方の問題はあるのですが、教材としては、何とかそういったことは避けようとしています。わかりづらくて申し訳ない。

宮下委員

いやいや、とにかく契約は守らなければならないということを強調する記述が必要だということで、14ページに書き込まなければならないということではありません。

色川会長

大事なことだと思うので。

宮下委員

申し訳ありません。ありがとうございます。

色川会長

とんでもないです。ありがとうございます。

今、事務局から「社会への扉」が分けられた理由は何でしょうか。

事務局

先ほど高校のことがちょっと出てきたので、参考までにお配りしました。高校では県を通じて分けて、こちらを使用しています。

色川会長

この資料は、国が配っているのですよね。全部の高校でやれとあって、国の強制です。成年年齢引き下げにあたって、消費者庁、金融庁、法務省とか文部科学省ですか、それらで連携して、これを配って授業をして、その成果を上げろということまで今言ってい

るようです。

この教材もいろいろちょっと問題点はあるのですが。

全国的に見ると、このように国も作っていますけど、いろんな教材を静岡市だけじゃなくて、あちこちでつくっていることは事実で。今、それなりに数はあります。ただ、国が補助したときはいっぱい作ったのですが、国が補助をどんどん小さくしていますので、それからあまり作らなくなったなどという状態が1つと、あと、各自治体で作ったものというのは、基本的にその自治体で配ることが前提ですので、ほかの地域までなかなか広がらないということ問題も抱えているということですね。

ですから、国のつくったものは確かに全部配ってくれるのですが、逆に言うと、国はそういうのは全部私たちの仕事じゃないんじゃないと内心思っ作ったりするところもあって、あまり多くないのです。だから、なかなかその辺が課題としてあるかなと思いますけどね。

いかがでしょうか、何か。

櫻田副会長

2つあるんですけども、1つ目が、この教材、家庭科の授業の中で配布して、家庭科の先生がワークブックを使いながら授業を進めていくようなイメージなんですかね。あくまで個人的なあれなんですけど、自分が中学生だったときに、多分、国語とか英語とか5教科に比べて家庭科に対する熱意が…先生がいる前であれなんですけど。何かちょっと本当に思いつきで実現できるかどうかわからないんですけど、家庭科の授業の中で、例えば弁護士と家庭科の先生がタイアップして、ちょっと弁護士がこの教材を使いながら1コマ授業をやるといのもおもしろいんじゃないかなと思ったので、それが1点です。

2つ目、これは逆に個人的なことじゃなくて、弁護士会の中でこういうこと言う人いるだろうなと思っているんで、代表して言うんですけど、作成委員会の中に弁護士が入っていないのが寂しいなという気がしたんで。長期的に見たときに、弁護士も入れてくれたらなと思いました。

色川会長

なるほど。これを最初につくったときのいきさつで、司法書士でこういうのが上手な人がいたので、その方に入っていたということ。弁護士会でうまい方がいるならば考えます。逆に推薦していただければ、ありがたいです。

いかがでしょうか。よろしいですか。

そうしましたら、次にいかせていただいて、その他、何か消費者教育関係で御質問、御意見、感想等ありましたら承りますけど、いかがでしょうか。

櫻田副会長

たびたびすみません。美和中学校の弁護士が派遣される毎年12月ぐらいの消費者の出前授業のことです。朝の読書の時間の10分間を、弁護士の授業にあてようということでここ何年かやっているんですけど、正直、やっぱり10分だと、弁護士側としても、なかなか伝えたいことが全部伝えきれないのもあったり、朝のとても慌ただしい中でやって

いるので、できればやっぱり10分という時間じゃなくて、どこか1時間、1コマ用意していただいて、もう少し伝えたいことが伝えられるようなカリキュラムを組んでいただけるとすごくいいかなと思います。

一応、今年度でいいますと、私、安倍川中学校の1年生に対する授業を担当したんですけど、そのときは1時間の時間をとっていただいて、美和中で前にやったときよりも個人としてはいい授業ができたのかなと思っていますので、その辺御検討いただければ幸いです。

色川会長

これも確か私の記憶なのですが、美和中に入ったときにいろいろ事業をやるのは大変だったそうなのです。その中で、どうしてもとれる時間というのは朝の会ぐらいの時間しかなくて、通常の授業時間だと難しいということを言われたそうですね。それで、その中で何かできることをとということで、朝の会10分ということで確かやっていた気がします。校長が替わったりとか、いろいろなことがあれば変わるかもしれませんが、なかなか難しいのですよね。安倍川中はできたのかもしれませんが、そんなところでいいですか。

櫻田副会長

ありがとうございます。

色川会長

それぞれやっぱり学校によって事情が違って、その組み込める範囲の中でどうするかというのがちょっとあると。先生のおっしゃるのはよくわかるのですが、その辺は理解していただくよりほかありませんので、すみませんが、よろしく願います。

ほかいかがでしょうか。

竹田委員

うちの会社でもね、何回か朝礼の時間の講座で講師を務めましたけど、時間が短い、なかなか思ったことが伝えきれないということは言っていました。その辺のところはね、もうちょっと何とかならないかなと。

それから、前にもお話ししたと思いますけど、中学生の職業体験ということで、実際に店に行って、2日か3日ぐらい仕事を体験するという時間があるんですね。それはもうたっぷり時間があるので、ただ発注作業をして品物がきて、ということだけじゃなくてね、実際に取引のある農家まで行って、生産の話もしています。それは、何を体験したらいいかというカリキュラムが、ちゃんと中身があるわけじゃないので、それぞれ店の担当の独自の教え方になっています。そういうことも連携して消費者教育といえますかね、職場体験ってほとんど消費者教育みたいな内容になってしまうので、そういうところも一貫性を持ってやっていただくと、縦割りじゃなくて、横を広くとっていただくといいんじゃないかなというふうに思います。

色川会長

確かにそれが職業体験ですもんね、ありがとうございます。ほかいかがでしょうか。

さっきちょっと私、言い忘れたのは、小学校のところで、おそらくさっき竹田委員がおっしゃったと思いますが、職業体験とかね、いろんなレベルがあると思うのですよ。それぞれある程度できることがあるのじゃないかなと思って、そのプログラムを作ってみるのも結構おもしろいかなと思って、伺っていたのです。ですから、もしかすると市役所の仕事の分担からいうと違う範囲になっちゃうのかもしれませんが、その関係する部局と連携して、できることをやっていただければ、良知委員があちこちに講師に行っていたのじゃないかと思えますけど。そういうことも可能性として十分あるかなというのはまたお考えいただければと思います。

事務局

ありがとうございます。

色川会長

ほかいかがでしょうか。よろしいですか。

では、そろそろ時間ですので、本日はここまでとさせていただきます。